

岩手県告示第 718 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成 19 年 10 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 田浜上
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 10 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 10 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
大船渡市	三陸町綾里	田浜上	45 番 1	標柱 1 号
			43 番 1	標柱 2 号
			42 番	標柱 3 号
			41 番 1	標柱 4 号
			24 番 8	標柱 5 号及び 6 号
			22 番 2	標柱 7 号
			22 番 15	標柱 8 号及び 9 号
		22 番 3	標柱 10 号	